

働く環境の向上 / 雇用支援 / 人材育成

人は、労働しなければ、衣食住を得ることはできません。しかし、労働は商品ではありません。

厚生労働省は、「働く環境の向上」、「雇用支援」、「人材育成」の各分野について、主にアジア諸国を対象に国際協力事業を実施してきました。以下では、主に国際労働機関（ILO）に資金を拠出して実施された事業をご紹介します。

○ マルチ・バイ方式による技術協力

我が国は、ILO設立当初からの加盟国であり、社会正義の実現のためのILOの長きにわたる諸活動に一貫して協力してきたところです。「マルチ・バイ方式による技術協力」とは、援助国（日本）が技術協力の内容を定めた上で、資金を拠出し、技術協力事業の詳細企画及び実施をILOが行う協力の形式をいいます。1974（昭和49）年に「婦人労働行政アジア地域会議」に拠出して以降、36年間にわたりアジア・太平洋諸国を対象として継続的に拠出しているところです。



○ 2009（平成21）年度実施中の事業の概要

1. ASEAN地域における環境整備事業

ASEAN地域において、健全な労使関係の構築による労働者保護に関する意識高揚の推進を図る事業です。2009（平成21）年度は、2月にマレーシアにおいて地域セミナーを開催し、参集したASEAN各国代表がそれぞれ労使関係の好事例を発表し、議論を行いました。セミナーの結果を各国が持ち帰り、ASEAN地域における健全な労使関係の構築に向けて活用されることが期待されることです。



2. 南アジアにおける若年者等の雇用機会確保・安定化事業

スリランカは独特な若年者雇用問題に直面しており、特に、茶葉やゴムの生産地域では深刻です。プランテーションで働く若年者の多くは少数民族であるタミール族であり、言葉の問題、限られた教育機会、居住地などの理由から、雇用の選択肢が限られています。本事業は、スリランカにおいて、若年者雇用に関する普及啓発活動、就職のための基礎学力修得、モデル雇用対策等を実施する事業です。



3. ASEAN地域の移民労働対策事業

東南アジアでは、仕事を求め国境を超える人々が数十年にわたり存在してきましたが、最近では、非公式経路での移民が増加しています。適切な書類を持たないこれらの移民は、法的保護を受けられず、使用者の搾取を受けやすい状況にあります。本事業は、ASEAN地域において、無秩序な労働者移動による労働市場への混乱の防止や、我が国への不法移民流入圧力を軽減するために、送出国における起業支援、受入国における移民労働者の権利啓発等を実施する事業です。



4. 地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援事業

ASEAN等で行われている環境に配慮した産業構造への移行に伴う構造的・摩擦的失業等に対応するため、一定の工業化を果たしている国に対して、地球環境の問題に配慮した雇用を促進するための支援を実施する事業です。2009（平成21）年度からの実施となっており、2010（平成22）年2月に、パイロット・プロジェクト実施対象国であるタイ、フィリピンの代表にも来日いただき、事業内容の詳細を協議するための専門家会合を開催しました。本会合では、日本の企業での業務改善制度等による従業員の自主的な取組や労働組合による環境への意識啓発など、日本の好事例を発表し、活発な議論が交わされました。

日本の経験と知見を活用した、各国での取組が期待されます。

専門家会合閉会式には、細川厚生労働副大臣、南雲連合事務局長、川本日本経団連常務理事、山本ILOアジア・太平洋地域総局長にもご参集いただきました。